

# 市民と行政が協働するまちづくり

## 市自治会連合会が「市政懇談会」開催



目ごろの課題や要望などを話し合った市政懇談会

市自治会連合会（白戸英行会長）主催による「市政懇談会」が11月22日、松の館で開催され、自治会長ら47人が、よりよいまちづくりへ向け福島市長や市の幹部職員と意見を交換しました。はじめに白戸会長が「自治会相互が連携し、安全で安心な地域づくりを推進していきましょう」とあいさつ。懇談に先立ち、福島市長が市のスポーツ振興をテーマに、生涯スポーツ社会の実現に向けた市のスポーツ推進計画などを説明しました。

懇談会では、各自治会等が抱えている課題や要望など23のテーマをもとに意見交換。出席者が問題を共有しながら市長らと話し合い、住みよい地域づくりにおけるそれぞれの役割について考えていました。



あいさつをする白戸会長



課題について考える自治会長ら

### 消費税率引上げについて

消費税率が平成31年10月から10%になる予定だが、市の各種使用料や手数料に影響はあるか。

（回答）

使用料・手数料等の料金については、その時々々の経済の実情や業務の必要経費などに応じて適切に見直しを行う必要があります。

平成26年4月の消費税率引上げの際に使用料・手数料などの見直しを協議したところ、翌年10月に10%へ引き上げ予定であったことから、それに合わせた料金等の改定を見込んでいたところ、税率引き上げが先送りとなったために料金改定を見送ったところです。

国は、大規模な景気の減退がない限り、平成31年10月に消費税率10%へ引き上げることとしており、市においても、使用料・手数料など消費税を含んだ適正な額に改定すべく協議検討していきます。



稲垣千年自治会  
佐々木 富雄 会長



出野里自治会  
江良 吉彦 会長

### 道路側溝の泥上げ・草刈りについて

老夫婦世帯や空き家が多く、側溝の泥上げや草刈りに大変苦労しています。今一度、市の対応をお聞きたい。

(回答)

側溝の泥上げについては、自治会等のご協力で実施していますが、道路を横断する暗渠部分など自治会等での泥上げが困難な個所については、市で対応しています。路肩の草刈りについては、市道の管理委託業者や直営により重機を用いて実施しています。

ご意見のとおり、高齢者世帯や空き家の増加により、地域で対応することが困難になってきていると認識しています。今後、現地確認と客観的な判断のもと市道の維持管理に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

自治会等で草刈りや枝払いをした後の草や枝、泥上げ後の泥は、どのように処分したらいいのか教えてください。

(回答)

草や枝は、市指定のごみ袋に自治会の名前を記入し、燃やせるごみとして指定の収集日・場所へ搬出してください。ごみ袋に入らない枝は、ひもで束ねて出してください。刈った草は、よく乾燥させてから処理してください。

泥については、よく乾燥させてから土嚢袋に入れ、自治会名を記入して燃やせないごみの日に搬出してください。土嚢袋は各自治会等で準備してください。また、草刈りや泥上げのあと、ごみの収集量が普段より大幅に増える予想されますので、搬出前に環境衛生課までご連絡をお願いします。

人口が減少していく中、自治会でできることにも限界があります。市役所でも定期的に市道・農道を見回り、保全に努めてほしいと思います。

(回答)

市では、市道の維持管理を5地区に区分けし、建設業者に委託しています。委託業者からの情報収集と職員による見回りを増やし、今後も市道の維持管理に努めてまいります。



石館町内会  
小笠原 武彦 会長

### 小中学校のスクールバス待合所設置について

学校の統合に伴い、スクールバスでの通学が増えています。登校時は一般車両の通行も激しく、特に風雨吹雪時の道端での待合いは、交通事故等が心配されます。今後、各集落に対する待合所設置などの安全対策についてお聞きたい。

(回答)

既存の待合所は、主に地域の方々のご厚意により設置されており、大変感謝しております。待合所は、児童生徒の安全対策および寒さによる健康被害の防止などを考えると、設置することが望ましいのですが、市で新しく設置することは、財政的な事情などにより計画していません。

バス通学に対する安全対策としては、学校での児童生徒への安全指導、保護者への連絡、バス乗務員の安全配慮の遵守など行っています。特に小学校の新入生に対しては、慣れるまで教師による補助乗務員を配置し

て対応しています。

バス停の指定はどのように行われているのか。また、個人が所有する家屋や倉庫などを借りて待合所にした場合には、教育委員会が交渉してくれるものをお聞きます。

(回答)

バス停の指定については、地域の要望等をもとに、安全性・利便性を考慮して決定しています。バス停の新設・移設に関して要望を受けた場合は、バスの運行に支障がない限り対応しています。

個人との交渉については、行政が個別に交渉する場合は、賃貸借契約の行為が発生します。現在、待合所設置に関する土地建物の賃貸借は行っていませんので、個別の交渉は難しいと思われまます。ただし、地域の方々との連携が必要と考えますので、いつでもご相談ください。

自治会でプレハブ小屋などを整備する場合に、補助等がありますか。

(回答)

自治組織活動助成事業を実施し、備品等の整備に対して60万円を上限に補助金を交付しています。上限に達していない場合は、この補助金により整備できます。この場合、自治会等が所有することになりますので、管理責任を負うことにご留意ください。